平成２２年（フ）第１９３０号
さいたま市北区宮原町１丁目169番地３　第一川鍋ビル107
債務者　清水　好美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３９号
さいたま市南区内谷５丁目24番12号　207
債務者　岡野エヴァこと　オカノ　エヴァ　イレーヌ
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５７号
さいたま市北区大成町４丁目692番地　ＲＨＫ・５―402号
債務者　関口理恵子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６５号
さいたま市南区辻４丁目１番６―101号
債務者　高橋　吉男
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８１号
埼玉県川口市戸塚東３丁目21番15―404号　むさし野第１ダイヤモンドマンション
債務者　細井　里香（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
新潟県長岡市高町２丁目59番地290
債務者　酒井　光子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
新潟県長岡市渡里町４番地５―412
債務者　榎本　金太
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
新潟県魚沼市井口新田1167番地
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３２４６号
名古屋市東区徳川１丁目８番36号　レオパレス21　Ｍ&ｍ　206号
債務者　柴田　秀和
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３３号
愛知県知多市清水が丘２丁目1307番地２　ドミールエスポア102号、住民票上の住所名古屋市守山区苗代１丁目12番11号　ダイアパレスアイステージ小幡702号
債務者　西郷　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６８号
名古屋市名東区梅森坂西１丁目503番地　県営梅森坂住宅４棟106号
債務者　岡元　広美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９０号
大津市大萱１丁目20番９号　第３サンライフ瀬田306号
債務者　杉江　保博
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９５号
大津市弥生町８番25号　307号、前住所大津市平津２丁目５番１号　平津ヶ丘寮109号
債務者　宮下　修子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９７号
滋賀県高島市今津町角川1161　角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　諸江　周作
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４３号
松江市東持田町205番地61
債務者　青戸　和美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７８号
熊本市長嶺南２丁目８番22―101号
債務者　福永　明彦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３８０号
札幌市北区屯田３条３丁目５番15号　メゾンドリーブス203号
債務者　辻　　宏昌
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで札幌地方裁判所民事第４部